

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	県内 各市町村	乳幼児	83	入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 3月診療分
	香取市 （＊）	乳幼児	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台)を新規設定。 入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
	県内 各市町村 （＊）	乳幼児 （県の基準）	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
	成田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	東庄町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	大網白里町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	船橋市 松戸市 （＊）	子ども	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	市川市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	浦安市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日 ※薬局での自己負担なし				

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	我孫子市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 富里市 神崎町 多古町 芝山町 木更津市 富津市 袖ヶ浦市 香取市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年12月診療分
	白井市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	酒々井町 栄町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	大多喜町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	御宿町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	君津市 いすみ市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	市原市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日(0歳は負担額0円) ※薬局での自己負担なし				
	横芝光町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	船橋市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.404.0」の自己負担200円→300円に変更) (「83.12.104.6」を平成25年7月31日で廃止) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	四街道市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施 機関番号(200番台)を新規設定。 (「83.12.417.2」の自己負担200円→0円に変更) (「83.12.117.8」を平成25年7月31日で廃止) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
	松戸市 酒々井町 栄町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、入院外の対象年 齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	旭市 一宮町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、入院外の対象年 齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	陸沢町 長柄町 長南町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	長生村 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	御宿町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、「83.12.462.8」の 対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 12月診療分
	銚子市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	市川市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年 齢を縮小 (中学校3年生まで→就学前までに縮小) 入 院: 中学校3年生まで(実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで) 入院外: 中学校3年生まで(実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	流山市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	鎌ヶ谷市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
	千葉市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(500番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ・500番台・・・500円/日 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象 *薬局は自己負担なし				
	柏市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.109.5」を平成26年7月31日で廃止) (「83.12.409.9」の自己負担200円→300円に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年8月診療分
	長生村 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(400番台)を新規設定。 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	館山市 茂原市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	東金市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	八千代市 山武市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	南房総市 (＊)	乳幼児 (県の基準)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、実施機関番号(400番台)を廃止 (「83.12.481.8」を平成26年7月31日で廃止) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	大網白里市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年12月診療分
	習志野市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	流山市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	九十九里町 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
千葉県	茂原市（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
	大多喜町（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	鋸南町（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	野田市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.113.7」を平成27年7月31日で廃止						平成27年7月診療分までの取扱い
	八街市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.118.6」を平成27年7月31日で廃止						
	いすみ市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.282.0」を平成27年7月31日で廃止						
	野田市 八街市 いすみ市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号（300番台）を新規設定 入院及び入院外：0歳から中学校3年生まで		300番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年8月診療分
	習志野市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし					
	野田市（＊）				・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし					
	白子市（＊）				・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし					
	匝瑳市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	銚子市	重度心身 障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	市川市 木更津市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	船橋市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	館山市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	野田市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	成田市 多古町	重度心身 障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	旭市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級(体幹で歩行困難) *身体障害者手帳3級(心臓、腎臓、呼吸器) *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 *精神手帳1級 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	習志野市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	我孫子市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／日 400番台・・・200円／日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／回 400番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし			
	浦安市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	印西市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Aの2又はBの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／日 400番台・・・200円／日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／回 400番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし			
	香取市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	神崎町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	東庄町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし			
	睦沢町 長生村 長柄町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
千葉県	千葉市	重度心身障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級(内部障害) 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 10月診療分			
	鴨川市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	*0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分			
	市原市	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.180.6」を平成28年7月31日で廃止				平成28年7月診療分までの取扱い				
	睦沢町	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.254.9」を平成28年7月31日で廃止								
	市原市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:1歳から中学校3年生まで	*300番台・・・300円/日		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年 8月診療分			
	睦沢町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:0歳から中学校3年生まで								
	白井市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	*0番台・・・0円 *300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし							
	館山市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで								
	南房総市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで								
	睦沢町	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(200番台)の新規(再開)認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.354.7」を平成29年7月31日で廃止						平成29年7月診療分までの取扱い		
	茂原市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	*0番台・・・0円 *300番台・・・300円/日 *400番台・・・300円/日	*0番台・・・0円 *300番台・・・300円/回 *400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年 8月診療分			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	睦沢町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号の新設（再開） 実施機関番号（200番台）を新設（再開） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
	白子町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号（400番台）を新規設定（所得制限ありー所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円／日 ・400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円／回 ・400番台・・・300円／回 *薬局での自己負担なし			
	勝浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生まで） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	多古町（＊）	子ども	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号（200番台）を新規設定、実施機関番号（100番台）を廃止（「83.12.133.5」を平成30年3月31日で廃止） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	銚子市（＊）	子ども	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号（400番台）を新規設定（所得制限ありー所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日				
	鋸南町（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の所得制限を撤廃（所得制限ありー所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日				
館山市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から助成している重度心身障害者医療について、対象者の拡大に伴い、実施機関番号（400番台、500番台）を新規設定 身体障害者手帳1・2級 療育手帳〇A、A（65歳以上で新規にいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者） （所得制限あり）	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
千葉県	野田市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、0歳から3歳(4歳に達する日の属する月の月末まで(1日生まれの場合は誕生日の前月末まで))までの入院・入院外の自己負担額を廃止。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	市川市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から小学校3年生までの所得制限を廃止、それに伴い実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり、就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分	
	柏市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃 (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	富里市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.121.0」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	山武市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号200番台を新規設定、実施機関番号300番台を廃止。 (「83.12.385.1」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	東金市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定(再開)、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.143.4」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分	
	市川市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 (小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	白井市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.420.6」の対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	銚子市	重度心身 障害者	81	平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、実施機関番号「81124364」、「81125361」の取扱いは終了。				令和元年7月診療分までの取扱い		
	銚子市 （＊）	重度心身 障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を縮小。 (身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1→削除) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	館山市（＊）	重度心身障害者	81	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、一部所得制限を新設 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A (65歳以上で新規に身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A、Aのいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者) (所得制限あり)	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/日	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
	習志野市	重度心身障害者	81	平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、実施機関番号「81124026」、「81125023」の取扱いを終了。				令和2年7月診療分までの取扱い	
	千葉市（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、300番台、400番台、500番台の調剤の自己負担を変更。 (自己負担:＊薬局は自己負担なし→300番台及び400番台:(調剤)300円/回、500番台:(調剤)500円/回) 入院・入院外ともに中学生まで	・0番台・・・0円＊薬局は自己負担なし ・300番台、400番台・・・300円/日＊調剤300円/回 ・500番台・・・500円/日＊調剤500円/回 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	銚子市（＊）	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	市川市 木更津市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	船橋市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	館山市（＊）	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*)は、償還払対応 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	成田市 多古町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を追加 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級(令和2年8月診療分から対象者を拡大)	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	旭市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、現物給付対象者を拡大（償還払い対象:精神手帳1級→現物給付へ） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級（体幹で歩行困難） *身体障害者手帳3級（心臓、腎臓、呼吸器） *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 （＊）は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	香取市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83121830」の取扱いは終了。				令和2年7月診療分までの取扱い	
	香取市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 （＊）は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	神崎町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	東庄町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	陸沢町 長生村 長柄町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	流山市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象者の拡大に伴い、実施機関番号(81.12.410.9 81.12.510.6)を新たに設定。 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 (精神障害者保健福祉手帳2級所持者が助成の対象となっている者が65歳以降に等級変更により1級となった場合)	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	香取市 (*)	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.383.6)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	我孫子市 (*)	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.311.7)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	野田市 (*)	子ども	83	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、6歳(就学前)までの入院・入院外自己負担額を廃止。それに伴い、200番台対象者を6歳(就学前)まで拡大し、400番台未就学児の自己負担額を廃止。 (自己負担額欄備考*未就学児までは自己負担なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日 *未就学児までは自己負担なし	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし *未就学児までは自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	館山市 木更津市 松戸市 野田市 佐倉市 旭市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 白井市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町 九十九里町 芝山町 横芝光町 大多喜町 御宿町 鋸南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	千葉市 流山市 多古町 東庄町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台 ・・・0円／日	0番台、200番台 ・・・0円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	柏市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台、200番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	成田市 印西市 栄町 神崎町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	南房総市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、400番台 ・・・0円 100番台、500番台 ・・・300円／日	0番台、400番台・・・0円 100番台、500番台 ・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	茂原市 東金市 勝浦市 市原市 君津市 富津市 いすみ市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
	船橋市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	館山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、新たに自己負担区分を追加 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・400番台・・・300円／日	・400番台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、300番台の対象年齢を変更、自己負担額を変更 （小学校4年生以上→0歳から中学校3年生まで） （・0番台、200番台及び400番台・・・0円 300番台・・・300円／日→・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日） 入院・入院外ともに中学校3年生まで ※「83.12.244.0」を令和3年7月31日で廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
千葉県	南房総市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、廃止した実施機関番号（400番台）を再度設定 （「83.12.481.8」を令和3年8月1日から設定） 対象：中学校3年生まで	・400番台・・・300円／日	・400番台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	習志野市 八千代市 市川市 浦安市 銚子市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 11月診療分
	野田市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、廃止した番号（100番台）を再度設定、200番台の対象年齢を変更、400番台の自己負担額を変更 （「83.12.113.7」を令和4年8月1日から設定） （200番台：0歳から就学前児童→0歳から小学6年生までに拡大） （400番台：300円／日（回）→0円又は200円（小学1年生から小学6年生0円、中学生200円）） 入院・入院外ともに中学3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担			食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
				入院	入院外					
千葉県	野田市	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.313.3」の取扱いとは令和4年7月31日まで			令和4年7月診療分までの取扱い			
	松戸市 (*)	ひとり親医療	85	*令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.308.1」を追加し、100番台の対象者を変更。 ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *100番台は保護者のみ *300番台は課税世帯の児童		0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 11月診療分
	市川市 (*)	ひとり親医療	85	令和3年11月診療分から受託しているひとり親医療について、市町村民税所得割課税世帯に対する自己負担額を変更し、実施機関番号「85.12.206.7」を新設。 (「85.12.106.9」は令和5年3月31日で廃止)		0番台・・・0円 200番台・・・0円／日	0番台・・・0円 200番台・・・0円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	千葉市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設		・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	神崎町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122283」を新設		・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	御宿町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122622」を新設		・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	鋸南町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122697」を新設		・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	千葉市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設 *処方せんによる調剤薬局での自己負担額を無料化 →現行の調剤薬局での自己負担額「83123018:300円」、「83124016:300円」及び「83125013:500円」を全て自己負担なし(入院及び通院は現行どおり自己負担あり) (高校1年生から高校3年生までは給付対象外)		・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日、 ・800番台・・・0円	・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回、調剤薬局0円 ・500番台・・・通院のみ500円/日、 調剤薬局0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	習志野市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充		・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	八千代市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外		・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
船橋市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充		・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	鎌ヶ谷市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	市川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	浦安市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊小学1年生以上の自己負担を無料化 →「83121079」を廃止 →現行の「83124073」の自己負担を200円→0円 （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	松戸市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	柏市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	流山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	我孫子市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊小学生所得制限「あり」→「なし」 →「83121111」を廃止 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日 ・100番台を廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	野田市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊中学生の自己負担を無料化 →「83121137」を廃止 →現行の「83124131」の自己負担を200円→0円 （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	成田市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし →「83122150」を廃止 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回 ・200番台を廃止	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回 ・200番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	佐倉市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	四街道市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充 →所得制限「あり」 →「83123174」を新設（再開）	〔中学3年生まで〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	〔中学3年生まで〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	八街市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	印西市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	白井市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	富里市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	酒々井町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	栄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	神崎町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊自己負担を無料化 →「83121287」を廃止、「83122283」を新設 →現行の「83124289」の自己負担を200円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	多古町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	東庄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	銚子市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	旭市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	東金市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで入院のみ助成対象「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	九十九里町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	芝山町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	茂原市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	一宮町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	睦沢町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	長生村 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	白子町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	長柄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	長南町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	勝浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	御宿町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊自己負担を無料化 →「83123620」を廃止、「83122622」を新設 →現行の「83124628」の自己負担を300円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／回 ・300番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	館山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	鴨川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	鋸南町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊自己負担を無料化 →「83123695」を廃止、「83122697」を新設 →現行の「83124693」の自己負担を300円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／回 ・300番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	木更津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	富津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	袖ヶ浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	市原市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	南房総市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	いすみ市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	香取市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	匝瑳市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	山武市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	横芝光町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） →「83120865」を新設 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	浦安市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、小学1年生以上の自己負担を無料化に伴い「83121079」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	我孫子市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学生に係る所得制限を廃止したことに伴い「83121111」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	野田市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、中学生の自己負担を無料化に伴い「83121137」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	神崎町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83121287」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	御宿町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担の無料化に伴い「83123620」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	鋸南町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83123695」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	
	成田市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83122150」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取り扱い	
	木更津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊就学前まで自己負担を無料化 →「83122762」を新設	・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	大多喜町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校生1年生から3年生の現物給付を開始（9月末まで償還払い）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	御宿町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校生1年生から3年生の現物給付を開始（9月末まで償還払い）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	木更津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで） *就学前までの自己負担を無料化 →「83.12.276.2」を新設	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 ・400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	君津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	富津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	市原市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	[乳幼児] ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	[乳幼児] ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	市川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで（所得制限なし） ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	佐倉市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	八千代市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	白井市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで（所得制限なし） ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	浦安市	ひとり親医療	85	令和3年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.207.5」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	鴨川市	ひとり親医療	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.266.1」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	横芝光町	ひとり親医療	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.286.9」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	鴨川市（*）	子ども医療	83	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳（高校生世代）までに拡大） 高校生世代（高校生のほか、就学者や学生でない者を含む。）の助成対象期間は、16歳になる年度の4月1日から満18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） 入院・入院外ともに18歳（高校生世代）まで ※通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円）	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	野田市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号（83125138）を新設し、対象年齢を拡大。 （15歳まで→18歳まで） *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） *0番台は、0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで）（令和6年8月診療分から拡大） *200番台、400番台は、0歳から15歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、15歳に達する前日まで） *500番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで）（令和6年8月診療分から新設）	*0番台、200番台及び400番台・・・0円／日 *500番台・・・500円／日 *入院11日目以降自己負担なし	*0番台、200番台及び400番台・・・0円／回 *500番台・・・500円／回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	いすみ市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、400番台の自己負担額を変更。それに伴い実施機関番号（83122820）を復活及び実施機関番号（83123828）を取扱い終了（400番台 自己負担額 300円→0円） *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） *所得制限なし *200番台は実施機関番号復活（令和6年8月診療分から復活） *300番台は取扱い終了（令和6年7月31日取扱い終了） *400番台は自己負担額変更（令和6年8月診療分から変更）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	いすみ市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の変更（市町村独自基準に変更）に伴い、「83123828」の取扱いは終了。 *実施機関番号 83123828を削除				令和6年7月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	いすみ市 (県の事業の上乗せ分)	ひとり親	85	令和3年4月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号(85122828)の新設(市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子(高校生相当まで)の自己負担額を無料に変更) ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *「高校生相当」の対象期間は、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市町村民税所得割非課税世帯 *100番台は、市町村民税所得割課税世帯の親、高校生相当超の子 *200番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から高校生相当までの子(令和6年8月診療分から新設)	・0番台、200番台・・・0円 ・100番台・・・300円/日	・0番台、200番台・・・0円 ・100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	千葉市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市民税の所得割非課税者 *200番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額未満の者 *300番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額未満の者 *400番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者 *800番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者	・0番台、200番台及び800番台・・・0円/日 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台、200番台及び800番台・・・0円/回 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	千葉市 (県の事業の上乗せ分)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の事業内容と統合したため、実施機関番号「83125013」の取扱いを終了。(実施機関番号「83123018」及び「83124016」の通院の対象年齢は0歳から小学3年生まで、実施機関番号「83125013」の通院の対象年齢は小学4年生から中学3年生までであったが、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の対象年齢を0歳から高校生相当まで拡大)				令和6年7月診療分までの取扱い	
	浦安市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	東庄町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	東金市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	九十九里町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	長南町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	富里市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目を以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	茂原市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目を以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	一宮町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目を以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	睦沢町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	長生村 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目を以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	芝山町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (400番台 中学3年生→高校生相当まで) *0番台、100番台は0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで) *400番台は、0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで) *0番台、100番台の中学生が高校生相当年齢に達したら、400番台に全員移行。	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 400番台の中学生相当年齢まで・・・200円/日 400番台の高校生相当年齢・・・300円/日 ・入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 400番台の中学生相当年齢まで・・・200円/回 400番台の高校生相当年齢・・・300円/回 ・薬局は自己負担なし ・通院6回目を以降自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	山武市	ひとり親	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85122851」を新設 (市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子(高校生相当まで)の自己負担額を無料に変更) ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *「高校生相当」の対象期間は、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市町村民税所得割非課税世帯 *100番台は、市町村民税所得割課税世帯の親 *200番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から高校生相当までの子(令和6年11月診療分から新設)	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	酒々井町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大（中学3年生→高校生相当まで） ＊18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台…0円 ・100番台、400番台…200円/日 入院11日目以降は自己負担なし	・0番台…0円 ・100番台、400番台…200円/回 通院6回目以降自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和7年1月診療分
	我孫子市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで ＊0番台は、市町村民税所得割非課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで） ＊300番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで） ＊400番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで）	＊0番台…0円 ＊300番台及び400番台…300円/日 ＊入院11日目以降自己負担なし	＊0番台…0円 ＊300番台及び400番台…300円/回 ＊薬局は自己負担なし ＊通院6回目以降自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等及び茨城県内の対象医療機関	令和7年7月診療分
	我孫子市（＊）	子ども	83	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで ＊0番台は、市町村民税所得割非課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで） ＊300番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで） ＊400番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで） （茨城県内の対象保険医療機関等を追加）	・0番台…0円 ・300番台及び400番台…300円/日 ＊入院11日目以降自己負担なし	・0番台…0円 ・300番台及び400番台…300円/回 ＊通院6回目以降自己負担なし ・薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の保険医療機関等及び茨城県内の対象保険医療機関等	令和7年8月診療分
	神崎町	ひとり親	85	ひとり親医療について、自己負担額を変更による新規実施機関番号「85122281」設定に伴い、実施機関番号「85123289」を廃止					令和7年10月診療分までの取扱い
	神崎町	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 0番台は、市町村民税所得割非課税世帯 200番台は、市町村民税所得割課税世帯	・0番台…なし ・200番…なし	・0番台…なし ・200番…なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年11月診療分
	千葉県	野田市	83	自己負担額の変更による新規実施機関番号設定「83123133」設定に伴い、実施機関番号「83125138」を廃止					令和8年7月診療分までの取扱い
千葉県	野田市（※）	子ども	83	・0番台、400番台は、18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日までの者） ・200番台は、15歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、15歳に達する前日までの者） ・300番台は、高校生相当年齢：18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日までの者） （高校生相当年齢の者、500番台・500円廃止→300番台・300円新設（再開）、400番台・300円拡大）	・0番台、200番台…0円/日 ・300番台…300円/日 ・400番台… 中学3年生まで0円/日 高校生相当年齢300円/日 ・入院11日目以降自己負担なし	・0番台、200番台…0円/回 ・300番台…300円/回 ・400番台… 中学3年生まで0円/日 高校生相当年齢300円/日 ・通院6回目以降自己負担なし 薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和8年8月診療分
千葉県	匝瑳市	子ども	83	・0番台、400番台は、18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日までの者） ・200番台は12歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、12歳に達する前日までの者） ・300番台は、中学1年生から高校生世代：18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者（ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日までの者） （中学1年生から高校生世代：300番台・300円、400番台・300円新設）	・0番台、200番台…0円/日 ・300番台…300円/日 ・400番台… 小学6年生まで0円/日 中学1年生から高校生世代300円/日 ・入院11日目以降なし	・0番台、200番台…0円/回 ・300番台…300円/回 ・400番台… 小学6年生まで0円/回 中学1年生から高校生世代300円/回 ・通院6回目以降なし ・薬局なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和8年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。